

# コミュニティの森等 施設使用について

休 館 日 毎週月曜日及び年末年始(12月28日～1月3日)  
開 館 時 間 8:30～22:00  
使 用 方 法 原則 ネット予約・使用許可申請書を提出。※ただし 予約システム利用者については省略可

## ○町民会館・文化会館 単位：円/1時間

| 施設区分   | 利用時間 | 開始時間 | 午前8：30 | 左記以外 |
|--------|------|------|--------|------|
|        | 施設区分 | 終了時間 | 午後5：00 |      |
| 文化会館   |      | 500  | 600    |      |
| 大ホール   |      | 500  | 600    |      |
| 料理実習室  |      | 350  | 500    |      |
| 健康センター |      | 100  | 200    |      |
| その他の室  |      | 100  | 200    |      |

- (1) 使用料は、各使用時間区分の1時間当たりの金額に使用時間乗じた金額とし、使用時間に1時間未満の端数が生じる場合は1時間に切り上げる。
- (2) 町外者が使用する場合は使用料は、前号で算出した金額を2倍した金額とする。**※自然の家利用者は町内金額で算定。**
- (3) 営業を目的とした使用及び入場料又はこれに類するものを徴収して使用する場合は使用料は、前2号で算出した金額の2倍以上の金額とする。(3倍)
- (4) 暖房器具及びガス等を使用した場合は、別に定める金額を徴収する。

## ◇体育施設 単位：円/1時間

| 施設区分            | 利用時間 | 開始時間 | 午前8：30 |
|-----------------|------|------|--------|
|                 | 施設区分 | 終了時間 | 午後5：00 |
| 体育館             |      |      | 200    |
| 武道館             |      |      | 200    |
| 弓道場             |      |      | 150    |
| グラウンド           |      |      | 200    |
| 照明使用の場合は上記金額の2倍 |      |      |        |

- 備考 学校体育施設を社会体育として使用する場合も含む。
- (1) 使用料は、各使用時間区分の1時間当たりの金額に使用時間乗じた金額とし、使用時間に1時間未満の端数が生じる場合は1時間に切り上げる。
- (2) 町外者が使用する場合は使用料は、前号で算出した金額を2倍した金額とする。**※自然の家利用者は町内金額で算定。**
- (3) 営業を目的とした使用及び入場料又はこれに類するものを徴収して使用する場合は使用料は、前2号で算出した金額の2倍以上(3倍)の金額とする。

## ○設備使用料 単位：円/1時間

| 種 別           | 施設区分   |       |
|---------------|--------|-------|
| ボイラー<br>(冷暖房) | 文化会館   | 1,000 |
|               | 大ホール   | 1,200 |
|               | 健康センター | 100   |
| 灯油ストーブ        | 1台あたり  | 120   |

\*\*\*\*\*使用料算出例\*\*\*\*\*

### 町民会館・文化会館

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 町内者       | 利用料金×使用時間+設備使用料       |
| 町内者(営業利用) | 利用料金×使用時間×3倍+設備使用料    |
| 町外者       | 利用料金×使用時間×2倍+設備使用料    |
| 町外者(営業利用) | 利用料金×使用時間×2倍×3倍+設備使用料 |

### 体育施設利用時

|                   |                          |
|-------------------|--------------------------|
| 町内者・自然の家利用者       | 利用料金×使用時間+設備使用料          |
| 町内者・自然の家利用者(照明利用) | 利用料金×使用時間×2倍+設備使用料       |
| 町外者               | 利用料金×使用時間×2倍+設備使用料       |
| 町外者(照明利用)         | 利用料金×使用時間×2倍×2倍+設備使用料    |
| 町外者(照明・営業利用)      | 利用料金×使用時間×2倍×2倍×3倍+設備使用料 |

お願い) 施設や備品を故意又は過失により棄損した時は、速やかに教育委員会に申出てその指示に従うこと。